

◆4 番（内田昇委員） 質疑をさせていただきます。

加須市 P R ・営業推進事業について、様々な P R 手段を積極的に導入し、加須市の魅力発信に努めるとあり、その手法として、こいのぼり手ぬぐいの作製などが行われました。

しかし、その P R の成果は、他市からの移住増加、市内で行われるイベントの来客数の増加等がバロメーターではないかと思いますが、そのような関連で、P R の成果を評価する必要があると考えます。お考えをお伺いします。

○原田悟委員長 石井総合政策部長。

◎石井幸子総合政策部長 ご質疑にお答えします。

この加須市 P R ・営業推進事業におきましては、行政報告書のほうに事業の実績・成果の欄に事業内容がございますが、委員お話の評価という視点から見ますと、まず、事業の実績、こちらは行政評価のほうではインプット、活動指標となりますが、この事業の実績は、こいのぼり手ぬぐいの作製や加須市 P R ・営業本部会議の開催など 8 項目を報告しております。

また、成果のほうでございますが、行政評価で言いますと、アウトプット、成果指標となります。こちらは 9 番目に、加須市が新聞、テレビ、ラジオなどで掲載、放送された件数、こちらを成果指標として報告しております。

ご提案いただきました他市からの移住件数でございますが、こちらは子育て支援をはじめとするソフト面、そしてハード面のまちづくりや自然環境、生活環境など、加須市をトータルではかった評価指標とも考えられます。

また、イベントの来客数でございますが、こちらはイベントの内容そのものの評価の指標とも考えられます。P R の効果があったとしても、いずれの指標も P R ・営業推進事業の直接的な成果指標としては難しいかと考えております。

以上です。

○原田悟委員長 内田委員。

◆4 番（内田昇委員） シティプロモーション課が担当課で、6 つの事業があり、それぞれの目的に則した事業を展開し、年間では 3,360 万円の費用を使っていると。

シティプロモーションとは、その目的として主に4つあり、地域住民の愛着度を高める、地域の知名度やイメージを高める、経営資源を獲得する、これはおっしゃるとおりでございます。そして、最も重要だと思われるものが移住者の数や定住者の数を増やすとあります。どうかこの事業の成果判定として、移住者の数を加えることを強く要望いたします。

続きまして、第2款人事管理事業に移ります。

加須市職員等の公益通報に関する要領。令和4年6月1日制定、加須市公益通報者保護制度が運用されております。

質疑の1つ目、行政報告書の事業として報告する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○原田悟委員長 石川総務部長。

◎石川雄一総務部長 ご質疑にお答えいたします。

まず、公益通報とは、刑罰や過料の対象となる法令違反行為を通報することを言います。公益通報制度は、公益通報者保護法に基づく制度でございます。法第11条第2項に規定される内部公益通報、それと法第13条第2項に規定される外部公益通報の2つがございます。

このうち内部公益通報は、一事業者として内部の職員から公益通報を受け付けるものとされており、それぞれの事業者がその体制を整備することとされております。そのため、市役所も一事業者として内部公益通報に関する「加須市職員等の内部公益通報に関する要綱」を定めて、コンプライアンスを所管する職員課において、通報の受付や調査、内部公益通報者の保護、公表等の一連の事務を担当しております。

もう一つの外部公益通報、こちらは様々な処分等の権限を有する行政機関である市役所として、一般労働者からの公益通報を受け付けるものでございます。そのため、市民相談を所管する人権・男女共同参画課において、「加須市外部の労働者等からの公益通報に関する要綱」に基づいて、通報の受付や通法に関する権限を有する課等への調査の指示、公益通報者の保護、公表等の一連の事務を担当しております。

現在、公益通報制度の運用状況として、公益通報の受付件数を内部、外部ともにそれぞれの担当課において市のホームページで毎年度公表しております。

それらの内容を行政報告書の報告事項とすべきかどうかについては、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○原田悟委員長 内田委員。

◆4番（内田昇委員） 行政報告書の事業の実績・成果の欄では、職員の昇任試験、受験者数及び合格者の数などが報告の基であります。

職員等の公益通報に関する内容別の件数、そして職員の階級別の報告数なども、人事管理事業としては最も重要視すべきところであると考えます。報告

書に載せることを検討していただきたいと思います。

次に、質疑の２つ目、内部公益通報責任者が総務部長となっているが、弁護士等、第三者を任命することが必要と考えるが、いかがでしょうか。

○原田悟委員長 石川総務部長。

◎石川雄一総務部長 ご質疑にお答えします。

内部公益通報責任者については、内閣府の定める公益通報保護法案 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、事業者が取るべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針、それと消費者庁が定める公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドラインを踏まえて規定しております。

指針において、内部公益通報に対応する責任者を明確にすること、部門横断的な窓口を設置すること、窓口は全部局の総合調整を行う部局またはコンプライアンスを所掌する部局等に設置することとされておりまして、さらにガイドラインにおいて責任者を幹部とすることと示されていることから、総務部長を責任者としていただいております。

以上です。

○原田悟委員長 内田委員。

◆４番（内田昇委員） 法律によって定められているという答弁ですが、例えば総務課に属する職員が上司の件で通報したいと考えた場合、部の最高責任者である総務部長が通報責任者とは、どう考えても冷静な通報ができるとは考えられません。したがって、申し上げているように、弁護士や司法書士等が適格であると考えられるわけです。

８月に、市職員による不適正な事務処理が行われていたと報告がありました。再発防止を含めて、いま一度見直すことを求めます。

続きまして、質疑の３つ目、担当課が公益通報は職員課、公益通報の保護は人権・男女共同参画課であり、総合的な対応が難しいと考えます。いかがでしょうか。

○原田悟委員長 石川総務部長。

◎石川雄一総務部長 ご質疑にお答えします。

先ほどお答えさせていただきましたとおり、内部公益通報は、一事業者である市役所としての内部の職員に対する制度でございまして、外部公益通報は様々な処分等の権限を有する行政機関である市役所として、一般労働者からの公益通報を受け付ける制度でございます。

法律や指針等により、それぞれの制度の趣旨や通報対象者、通報対象事実等が明確に示されており、対応するための体制もそれぞれ整備する必要があります。そのため、それぞれ要綱を定め、内部公益通報は職員課が、外部公益通報は人権・男女共同参画課が適切に対応しているところでございます。

以上です。

○原田悟委員長 内田委員。

◆4番（内田昇委員） 法定どおりの答弁ですが、公益通報者の心境とか身になって考えてみると、役所という組織の中で普段思っていること、また見てしまったこと、知ってしまった。悪質なだけでなく、働く上では、人間関係など多岐にわたると考えます。そう考えると、通報者の保護が一番重要なセクションに当たるのではないかと思うわけです。

これは市長の掲げる10の約束、そして令和6年度の主要施策の3項目の結びとして、人も物も地域も加須の全てを愛する「かぞ愛」を持って全力疾走中の市長であると言い切っております。どうかその最前線の職員の公益通報者保護をいま一度見直していただくことを申し上げて、質疑を終わりといたします。